算式の符号

A　前３年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては三〇、八六、〇〇〇円、一〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二、〇一四、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、七〇一〇、〇〇〇円、一〇〇〇床以上である場合にあつては〇
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場

算式の符号

A　前三年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の稼働病床数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては三〇、八六、〇〇〇円、一〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二、〇一四、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、七〇一〇、〇〇〇円、一〇〇〇床以上である場合にあつては〇
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場